

## ○日田市立学校児童生徒特別支援学級就学援助規程

昭和51年6月9日  
教委告示第3号

## (目的)

第1条 この規程は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、日田市立小中学校の特別支援学級に在級する児童生徒及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定の適用を受ける児童生徒に対し必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。  
（平19教委告示2・平20教委告示2・一部改正）

(支給を受ける資格)

第2条 就学援助の支給を受けることができる者は、日田市に住所を有する児童生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）で次の各号のいずれかに該当する者（日田市立学校児童生徒就学援助規程（昭和33年教委告示第5号）の規定に基づく就学援助が決定された者を除く。）でなければならない。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条及び同条の規定に基づき文部科学大臣が定める保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領に適合すると認められる者
- (2) 前号に規定する者のほか、教育委員会において特別の事情があると認められる者  
（平19教委告示2・平19教委告示7・一部改正）

## (援助の方法)

第3条 就学援助は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることができないとき又はこれによることが適当でないときその他援助の目的を達するため必要があるときは、現物給付によって行うことができる。  
（平19教委告示2・追加）

## (援助の範囲)

第4条 就学援助は、次に掲げる範囲内において行う。

- (1) 学校給食費
- (2) 修学旅行費
- (3) 義務教育に伴って必要な学用品代
- (4) 他校通級に係る交通費
- (5) その他義務教育に伴って必要なもの

（平19教委告示2・旧第3条繰下・一部改正）

(申請及び報告)

第5条 就学援助を受けようとする児童生徒の保護者は、当該就学援助を受けようとする当該年度の4月未まで（5月以降に就学援助を受けようとする児童生徒の保護者においてはその都度）に特別支援学級就学援助費支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（平19教委告示2・追加）

## (支給の決定及び通知)

第6条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告があったときは、第2条に規定する基準に基づき、原則として7月末日（転入学等により教育委員会が必要と認める者は随時）までに援助該当者を決定しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により決定をしたときは、速やかに援助の内容及び決定事項等を特別支援学級に係る就学援助費年間支給計画通知書（様式第2号）により校長に、特別支援学級に係る就学援助費支給決定通知書（様式第3号）により校長を経由して保護者に通知しなければならない。

（平19教委告示2・旧第5条繰下・一部改正）

(援助費の支給)

第7条 援助費は、児童生徒の在学する学校の校長を経て支給する。ただし、必要により直接保護者又は援助事項等によって発生する債主等に直接支給することができる。

2 援助費の支給対象期間は、当該学年の初日（5月以降に就学援助を受けようとする児童生徒の保護者においては、申請のあった日の属する月）から当該学年の末日までとする。

3 校長は、保護者の承諾を得たときは、援助費の支給に際し、援助事項に係る学校納入金を差し引くことができる。

4 校長は、当該年度における援助費の支給終了後、速やかに特別支援学級に係る就学援助費個人支給明細書（様式第4号）を教育委員会に提出し、当該援助費の支給の確認を受けるものとする。

（平19教委告示2・旧第6条繰下・全改、平22教委訓令5・一部改正）

(援助費の支給決定の取消し)

第8条 援助費の支給を受けた者が第2条に規定する資格を失ったとき又は援助を受ける必要がなくなったときは、第6条第1項の決定を取り消し、援助費の支給を停止する。

（平19教委告示2・追加）

(援助費の返還)

第9条 援助費は、返還を要しない。ただし、教育委員会において返還を要すると認められたものについては、この限りでない。

（平19教委告示2・追加）

(校長の責務)

第10条 校長は、援助費の支給を受けている児童生徒の出席状況について常に留意し、当該児童生徒が就学に支障を及ぼさないように努めなければならない。

（平19教委告示2・追加）

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

（平19教委告示2・追加）

附 則

この規程は、公示の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（平成8年3月8日教委告示第1号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日教委告示第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日教委告示第7号）

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年1月30日教委告示第2号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日教委訓令第5号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。